

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-19
許認可等の種類	県生活衛生営業指導センターの事業の一部委託の承認			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第2項			
許認可等の概要	生活衛生営業指導センターの事業を一部委託する場合には、知事の承認を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に実績がなく、あらかじめ基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			